

さぬき市斎場指定管理者業務仕様書

さぬき市斎場の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書によるものとする。

1 趣 旨

本仕様書は、さぬき市斎場の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定める。

2 さぬき市斎場の管理に関する基本的な考え方

さぬき市斎場の管理運営は、次に掲げる項目に従い行うこととする。

- (1) さぬき市斎場については、関係法令及び本市条例等に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 市民の宗教的感情に配慮し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく管理運営を行うこと。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 効率的運営を行うこと。
- (5) 管理運営費の削減に努めること。

3 施設の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 名 称 | さぬき市斎場 |
| (2) 場 所 | さぬき市大川町富田中 539 番地 2 |
| (3) 施設規模 | 構 造 鉄筋コンクリート造 一部 2 階建て |
| | 敷地面積 8,730 m ² |
| | 建築面積 1,562 m ² |
| | 延床面積 1,516 m ² |
| | 建築年月 平成 10 年 10 月 |
| (4) 施設内容 | 1 階 ホール、待合ロビー、告別ホール、炉前ホール、収骨前ホール、
収骨室、式場、控室、トイレ、事務室、炉作業室（人体炉 4 基、
動物炉（別棟）1 基）、操作室、霊安室 等 |
| | 2 階 機械室 |

4 使用時間

- | | |
|---------|------------------------------|
| (1) 火葬炉 | 午前 9 時から午後 5 時まで |
| (2) 式 場 | ア 告別式 午前 9 時から午後 4 時まで |
| | イ 通夜・告別式 午後 5 時から翌日の午後 5 時まで |

5 休業日

1 月 1 日

6 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

7 法令等の遵守

斎場の管理運営に当たっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令を遵守して業務を遂行す

るものとする。

- (1) 地方自治法
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律
- (3) 墓地、埋葬等に関する法律施行規則
- (4) さぬき市葬斎場条例
- (5) さぬき市葬斎場条例施行規則
- (6) 労働基準法
- (7) さぬき市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例
- (8) さぬき市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- (9) その他斎場の管理運営に関する法令等

8 業務内容

(1) 施設の運営に関すること。

① 職員に関すること。

- ア 責任者1名を配置すること。(火葬業務経験が3年以上あること。)
- イ その他、施設の運営に支障がないように職員を配置すること。
- ウ 職員に対して、施設の運営に必要な研修を実施すること。

② 火葬に関すること。

- ア 市民課との件数の確認
- イ 火葬許可証の受理、使用料の徴収
- ウ 火葬業務(受入、告別、お別れ、火葬、収骨)
- エ 動物の火葬・焼却物の処理、使用料の徴収

③ 事務の管理に関すること。

- ア 墓地、埋葬等に関する法律に基づく火葬状況報告の作成
- イ 金銭管理簿の作成
- ウ 点検記録簿の作成(施設点検、火葬施設、消防、電気施設等)
- エ 業務日誌、月報、統計の作成

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

① 斎場の適正な管理運営のため、以下の設備等に関する保守管理を行うこと。

- ア 清掃、火葬炉設備(始業点検、修理、取替え、整備)、消防設備及び非常用放送設備(法定点検年2回)、自家用電気工作物(法定点検2ヵ月に1回)、機械警備、空調機器、自動ドア、照明器具等、設備点検等の保守管理、浄化槽の保守維持管理、物品購入及び管理(主な業務委託:資料1)

※ 火葬炉設備については、設備の専門性を考慮し、製造業者(榊宮本工業所)とすること。

- イ 庭園等の外構設備の清掃、草刈り、花・木の手入れ・剪定の維持管理を行うこと。(管理区域:資料2)

- ウ 施設賠償責任保険に加入すること。ただし、本市の加入する「全国町村会総合賠償補償保険」において、被保険者とみなされる団体の場合はこの限りではない。

(3) その他

- ① 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。
- ② 個人情報保護の体制をとり、職員に周知・徹底を図ること。

9 管理運営経費等に関する事項

(1) 管理運営経費等について（管理経費状況：資料3）

- ① 提示された事業計画書に基づき、協定書において定めた指定管理料を市は指定管理者に対し支払うものとする。
- ② 前項の指定管理料については、原則として変更しない。ただし、想定している年間火葬件数に大幅な増加があった場合は、市と協議の上、燃料費を増額することができるものとする。
- ③ 支払時期は協定締結時に協議の上決定するものとする。なお、指定管理料の前金払いは原則として行わないものとする。
- ④ 利用料金制を採用しないため、収受した使用料等については、市長が指示する方法により遅滞なく市に納入しなければならない（指定管理者の収入とすることはできない。）。

(2) 修繕料の負担区分

- ① 修繕料は、その見積額が1件10万円未満については指定管理者の負担により修繕を行うものとする。（修繕状況：資料3）
- ② ①を除く修繕については、市の負担により修繕を行うものとする。ただし、指定管理者の所有に係る物品の修繕については除くものとする。
- ③ 修繕料の負担区分に疑義が生じた場合は速やかに市と協議するものとする。

(3) その他経理等に関する事項

- ① 指定管理者が指定期間中に施設の管理運営経費により購入した物品については、市の所有に属するものとする。
- ② 市の所有に帰属する物品について、指定管理者は「さぬき市公有財産管理規則」及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて行うものとする。また、指定管理者は同規則に定められた備品台帳を備えてその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告しなければならない。
- ③ 指定管理者は経理規定を策定し、経理事務を行うものとする。
- ④ 市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うものとする。

10 事業報告及び事業評価等に関する事項

指定期間中に事業報告及び事業評価等を実施するものとする。

(1) 事業実施報告書（月報）の提出

指定管理者は、事業実施報告書を毎月市に提出するものとする。

(2) 事業評価及び自己評価の実施

市は、指定管理者が事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、事業評

価を行うものとする。また、指定管理者は管理運営実績の自己評価を行い、市に提出するものとする。なお、評価項目や実施方法については、協定書で定める。

(3) 指定管理業務の基準が低下した場合の措置

事業評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合は、是正勧告を行い、改善が見られない場合は、指定を取り消すことがある。

1 1 協議等

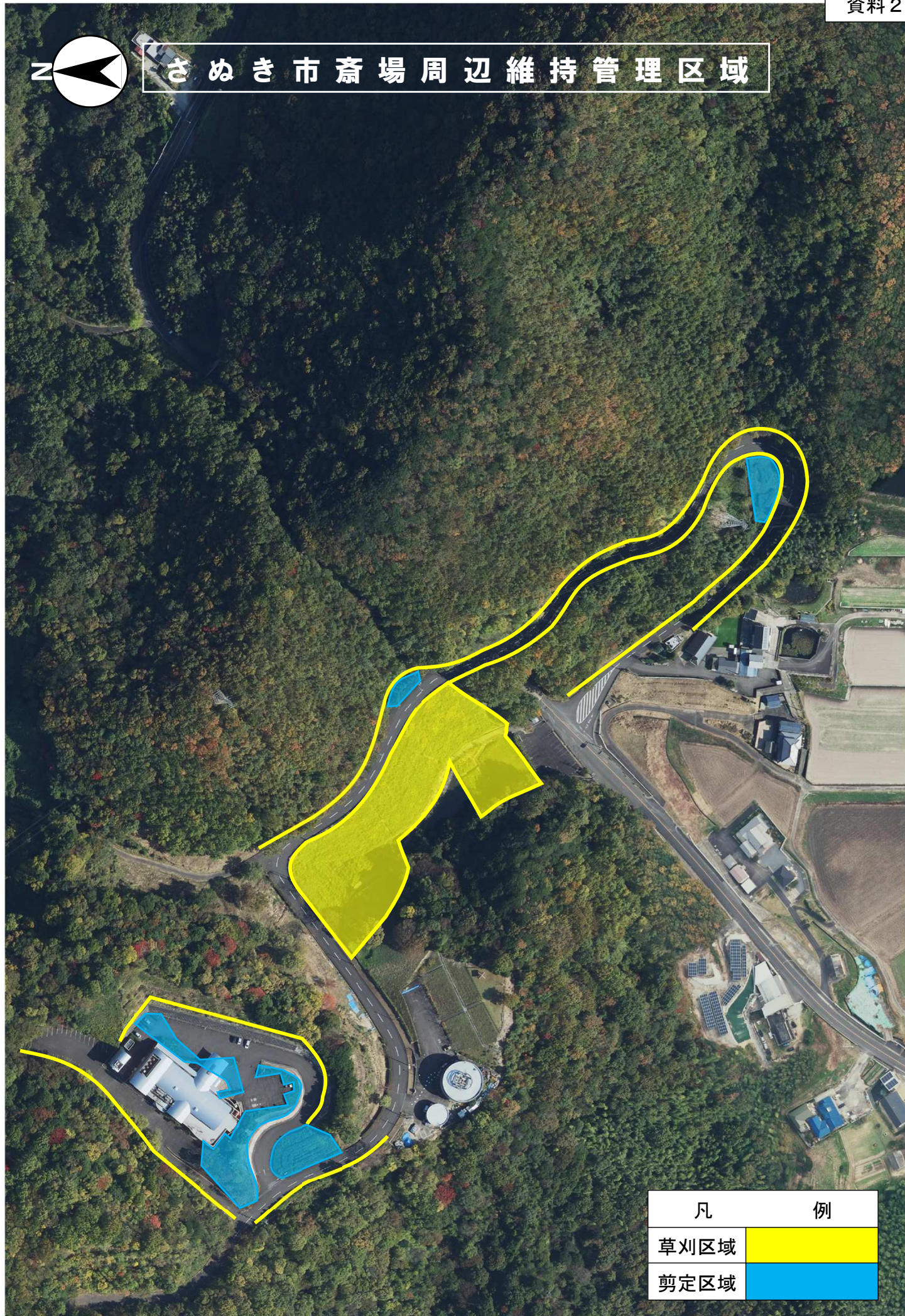
指定管理者は、この仕様書に定めるもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定する。

主な業務委託

業 務 名	内 容	備 考
警備保守業務	施設警備保守	通年
施設清掃業務	施設内定期清掃（エアコンフィルター、カーペット等）	
施設周辺清掃業務	施設周辺の草刈・剪定（県道から施設まで含む）	年2回
消防設備管理業務	消防設備点検	年2回
電気保安業務	電気設備点検	年6回
火葬炉保守点検業務	火葬炉設備点検	年1回
浄化槽管理業務	浄化槽保守点検	年4回
	法定検査	年1回
浄化槽清掃業務	浄化槽汚泥抜取・清掃	適宜
公害測定分析業務	排ガス（ダイオキシン類）測定	年1回
AED保守点検業務	AED保守点検	
油層漏洩検査業務	油層漏洩検査	
空調機器点検業務	フロン類漏洩点検	
残骨灰処理業務	残骨灰運搬・処分	年2回程度



さぬき市斎場周辺維持管理区域



凡	例
草刈区域	
剪定区域	

管理経費状況

① 火葬燃料使用量実績

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	灯 油(ℓ)	27,000	28,700	30,000	26,700	30,300
火葬 件数	人体	508	589	584	547	622
	動物	357	390	602	518	530

② 光熱水費実績

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	電 気(kwh)	189,046	184,747	176,731	176,261	195,076
	電気代(円)	4,593,392	4,925,745	5,958,653	5,396,927	6,049,905
	水 道(m³)	221	212	218	236	272
	水道代(円)	82,780	81,160	82,260	85,380	92,170

【参考】 令和 6 年度において照明設備の LED 化工事完了

		3 月分	4 月分	5 月分
電気使用量(kwh)	令和 7 年	15,546	8,526	7,825
	令和 6 年	16,980	9,739	9,568
	令和 5 年	12,633	9,818	9,291

③ 通信運搬費実績

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	電話代(円) (7 回線・リース)	346,027	336,945	318,733	341,571	300,177

施設修繕状況

指定管理者による施設修繕実績

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	件 数	4	6	7	2	6
	修繕費(円)	86,400	229,900	311,300	155,100	286,000